令和8年度

工事番号　08-0001-10

河川災害復旧工事

特　記　仕　様　書及び
現場説明書(条件明示)

令和8年11月

鹿角地域振興局建設部

特　記　仕　様　書

第1編　共通編
第１章　総則

項　　目（節）	条件		内　　容
1 共通仕様書の適用	本工事の実施にあたっては、以下の仕様書に基づき実施しなければならない ・秋田県土木工事共通仕様書（令和８年10月以降適用）		
2 余裕期間制度の適用	●	ない	・余裕期間制度の適用無し
		ある 発注者指定方式	
		ある 任意着手方式	
3 技術者の専任		ない 通常の契約工事	
		ない 余裕期間設定工事	
	●	ある 通常の契約工事	・現場施工着手日が次項「現場施工着手日の指定」にて指定のない場合は、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督職員と打合わせにおいて定める。 ・工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、完成検査確認通知書の日付けとする。
		ある 余裕期間設定工事	
4 現場施工着手日の指定	●	ない	・現場施工着手日の指定無し
		ある	

5 電子納品 ※電子納品運用ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ等の運用（R7.9.5）	●		・発注者に「成果品」及び「電子媒体1部」を納品する
6 工事施工調整会議 （三者協議）	●	ない	・対象なし
		ある	
7 施工調査の対象工事	●	ない	・対象なし
		ある	
8 施工手段等の指定 （契約指定事項）	●	ない	・指定事項なし
		ある	
9 検査・品質管理関係			
(1)中間検査の対象工事 ※中間検査運用基準(H21.7)	●	ない	・中間検査なし
		ある	
(2)段階確認 （追加がある場合）	●	ない	・追加確認なし（土木工事共通仕様書のとおり）
		ある	
(3)重点監督対象工事	●	ない	・対象なし。ただし、低入札価格調査制度の調査対象となった場合は重点監督対象工事とする
		ある	

(4)規格値 （新たに定める場合）	●	ない	・新たな定めなし（土木工事共通仕様書施工管理基準による）
		ある	
(5)施工管理 (座標値による出来形管理) 【道路・河川等】	●	ない	・座標による管理は任意とする。または、設計上の座標がない。
		ある	
(6)施工管理 (座標値による出来形管理) 【橋梁等】	●	ない	・対象なし
		ある	
(7)品質証明（社内検査） 制度対象工事 ※予定価格２億円以上	●	ない	・対象なし
		ある	
(8)非破壊試験等による コンクリートの品質管理	●	ない	・対象なし
		ある (強度)	
		ある (配筋・ かぶり)	
10 ＩＣＴ活用工事の対象		発注者 指定型	
	●	受注者 希望型	・受注者は、本工事においてICT活用を希望する場合、施工計画書の提出前に発注者と協議を行うこと。その協議の結果、ICT活用について発注者が認めて指示した場合は、本工事をICT活用工事として扱うものとする。 ・工事の実施については、「秋田県ＩＣＴ活用工事実施要綱」及び工種毎の「秋田県ＩＣＴ活用工事実施要領（実施編）及び（積算編）」に基づいて実施するものとする。
		対象外	

11 簡易型ＩＣＴ活用工事の対象		発注者指定型	
	●	受注者希望型	・受注者は、本工事においてICT活用を希望する場合、施工計画書の提出前に発注者と協議を行うこと。その協議の結果、ICT活用について発注者が認めて指示した場合は、本工事を簡易型ICT活用工事として扱うものとする。 ・工事の実施については、「秋田県簡易型ＩＣＴ活用工事実施要綱」及び工種毎の「秋田県ＩＣＴ活用工事実施要領（実施編）及び（積算編）」に基づいて実施するものとする。
		対象外	
12 週休２日制工事の対象	●	完全週休２日（土日）	・本工事は、秋田県週休２日制工事（完全週休２日（土日））である。 ・受注者は、完全週休２日（土日）及び月単位の週休２日の取組について、工事着手前に発注者と協議すること。 ・実施にあたっては、「秋田県週休２日制工事実施要綱」及び「秋田県週休２日制工事に関する建設部運用」に基づいて実施するものとする。
		完全週休２日交替制	
13 女性技術者活躍モデル工事の対象		発注者指定型	
	●	受注者希望型	・本工事は、秋田県女性技術者活躍モデル工事（受注者希望型）であるため、女性技術者登用を希望する場合、発注者と協議を行い、実施について発注者が認めて指示した場合は、本工事をモデル工事として扱うものとする。 ・モデル工事の実施については、「秋田県女性技術者活躍モデル工事実施要綱」に基づいて実施するものとする。
14 遠隔臨場の実施		ない	
	●	ある	・本工事は、遠隔臨場の適用工事であるため、施工計画書に必要事項を記載すること。ただし、通信状況の関係等で利用が適さない場合は、発注者と協議の上、発注者が認めた場合に適用を除外することができる。 ・遠隔臨場の実施については、「建設現場等の遠隔臨場に関する試行要領」に基づいて実施するものとする。
15 情報共有システム（ＡＳＰ）の利用			・受注者は、本工事において情報共有システム（ＡＳＰ）を原則利用すること。ただし、現場事務所等における通信状況の関係で利用が困難な場合は、発注者と協議のうえ、発注者が認めた場合に利用しないことができる。 ・利用については、「秋田県土木工事共通仕様書（令和８年10月以降適用）」による。
16 地下埋設物の損傷事故防止			・本工事は、「地下埋設物・架空線等上空施設の損傷事故防止マニュアル（令和６年１２月）秋田県建設部」により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

17 架空線等上空施設の損傷事故防止	・架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、「地下埋設物・架空線等上空施設の損傷事故防止マニュアル（令和６年１２月）秋田県建設部」により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。
18 建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）の活用	・受注者は、本工事において建設キャリアアップシステム（以下「ＣＣＵＳ」）を活用すること。 ・ＣＣＵＳの活用については、「秋田県建設キャリアアップシステム活用に関する実施要綱」及び「秋田県建設キャリアアップシステム活用に関する実施運用」に基づいて実施するものとする。
19 その他特記事項 （法定外の労災保険の付保）	・本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 ・受注者は契約書第５５条第２項に基づき、その保険証券等の写しを発注者に提出すること。
20 その他特記事項 （１日未満で完了する作業の積算の適用）	・「1日未満積算基準」の適用については、土木工事共通仕様書第1編共通編第1章総則第1節58によるものとする。 ・1日未満で完了する作業の判定に使用する作業量は、1箇所当りの作業量とする。 ・本工事は全体作業量を1箇所当りの作業量とする。
21 その他特記事項 （熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について）	・本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。
22 その他特記事項 （労働者確保に要する間接費の設計変更適用の場合）	１．本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書（共通編）の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計　変更する試行工事である。 営 繕 費：借上費、宿泊費、労働者送迎費 （宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。） 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用 ２．受注者から協議があった場合、発注者は工事打合せ簿で共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合等を通知するものとする。 ３．受注者は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書（様式１）」及び実績変更対象費として実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 ４．受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。 ５．発注者は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象費として実際に支払った額のうち、証明書類において確認された費用から、土木工事標準積算基準書（共通編）により算出した共通仮設費率分及び現場管理費に含まれる実績変更対象費分を差し引いた費用を土木工事標準積算基準書（共通編）により算出した共通仮設費及び現場管理費に加算して算出する。 なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。 ６．受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。 ７．疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

23 BIM/CIM適用工事の対象		発注者指定型	
	●	受注者希望型	・本工事は、BIM/CIM適用工事(受注者希望型)である。 ・受注者が希望する場合、３次元モデルの活用を提案することができる。詳細については、受発注者で協議し、「BIM/CIM適用工事実施要領（秋田県）」に基づいて実施する。

第２章　材料

<table>
<tr><th>項　　目（節）</th><th colspan="2">条件</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td rowspan="3">1 工事材料の品質証明指定</td><td>●</td><td>ない</td><td>・指定材料なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">2 再生資材の使用</td><td></td><td>ない</td><td>・使用なし</td></tr>
<tr><td>●</td><td>ある</td><td rowspan="2">・①本工事に使用する再生資材は次表のとおりとする。
<table>
<tr><th>材料名</th><th>規格</th><th>使用箇所</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>再生ｸﾗｯｼｬｰﾗﾝ</td><td>RC-80</td><td>裏込材</td><td></td></tr>
<tr><td>再生ｸﾗｯｼｬｰﾗﾝ</td><td>RC-40</td><td>工事用道路</td><td></td></tr>
</table>
②使用する再生ｸﾗｯｼｬｰﾗﾝ（RC-40）の粒度範囲は、舗装再生便覧の「再生ｸﾗｯｼｬｰﾗﾝの望ましい粒度」の規格に適合するものとする。（RC-40を使用する場合に適用）
③受注者は、再生ｸﾗｯｼｬｰﾗﾝの粒度について確認できる試験結果又は品質を証明する資料を、工事に使用する前に監督職員に提出しなければならない。</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">3 購入土の品質</td><td>●</td><td>ない</td><td>・品質指定なし（各工種の施工に適合するもの）</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">4 建設発生土の有効利用</td><td>●</td><td>ない</td><td>・他工事から搬入なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">5 ﾚﾃﾞｨｰﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄの使用</td><td></td><td>ない</td><td>・使用なし</td></tr>
<tr><td>●</td><td>ある</td><td rowspan="2">・下記工種のｺﾝｸﾘｰﾄは、ﾚﾃﾞｨｰﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ標準使用基準の次の規格によるものとする。
<table>
<tr><th>工　種</th><th>呼び強度
N/mm2</th><th>ｽﾗﾝﾌﾟ
cm</th><th>粗骨材の
最大寸法
mm</th><th>最小ｾﾒﾝﾄ
使用量
kg/m3</th><th>最大
水ｾﾒﾝﾄ比
%</th><th>ｾﾒﾝﾄの種類</th></tr>
<tr><td>胴込･裏込ｺﾝｸﾘｰﾄ</td><td>18</td><td>8</td><td>40</td><td>－</td><td>60</td><td>高炉ｾﾒﾝﾄB種</td></tr>
<tr><td>天端ｺﾝｸﾘｰﾄ</td><td>18</td><td>8</td><td>40</td><td>－</td><td>60</td><td>高炉ｾﾒﾝﾄB種</td></tr>
<tr><td>基礎ｺﾝｸﾘｰﾄ</td><td>18</td><td>8</td><td>40</td><td>－</td><td>60</td><td>高炉ｾﾒﾝﾄB種</td></tr>
<tr><td>小口止ｺﾝｸﾘｰﾄ</td><td>18</td><td>8</td><td>40</td><td>－</td><td>60</td><td>高炉ｾﾒﾝﾄB種</td></tr>
<tr><td>隔壁ｺﾝｸﾘｰﾄ</td><td>18</td><td>8</td><td>40</td><td>－</td><td>60</td><td>高炉ｾﾒﾝﾄB種</td></tr>
</table>
（高炉セメントB種の使用）
※1.高炉ｾﾒﾝﾄB種で発注した工事であっても、下記事項に該当する場合については、協議により設計変更することが出来るものとする。
・当該現場地域で高炉ｾﾒﾝﾄｺﾝｸﾘｰﾄの供給能力がない場合
・著しく気象条件が悪く、ｺﾝｸﾘｰﾄの品質低下の恐れがある場合
・災害復旧等、緊急を要する工事
・その他、監督職員が高炉ｾﾒﾝﾄの使用が困難と認めた場合</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">6 重要なｺﾝｸﾘｰﾄ構造物品質管理
※ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物特記仕様書
（H23.4.1）</td><td>●</td><td>ない</td><td>・該当なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3">7 ｾﾒﾝﾄｺﾝｸﾘｰﾄ製品の指定材料</td><td></td><td>ない</td><td></td></tr>
<tr><td>●</td><td>ある</td><td>・工事に使用する指定材料の品質規格は次表のとおりとする。
<table><tr><td>工種</td><td colspan="2">型式</td><td>摘要</td></tr><tr><td>法覆護岸工</td><td>美山河ブロック</td><td>練積</td><td></td></tr></table>・受注者は選定ﾌﾞﾛｯｸの承諾を受けるとき、施工展開図、構造図(法留基礎及び天端工断面含む)を承認図として提出するものとする。また、法線ｶｰﾌﾞ等により変更が生じた場合は変更承認図を提出するものとする。
・ブロックの明度は6以下とし、使用にあたっては、明度証明書の写しを添付の上、監督職員の承諾を得るものとする。</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">8 瀝青材料の使用</td><td>●</td><td>ない</td><td>・使用なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">9 再生ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物の使用
（溶融ｽﾗｸﾞ入り）</td><td>●</td><td>ない</td><td>・使用なし(使用を妨げるものではない)</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">10 溶融ｽﾗｸﾞ入りﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ製品または、ﾌﾗｲｱｯｼｭ入りﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ製品の使用</td><td>●</td><td>ない</td><td>・使用なし(使用を妨げるものではない)</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">11 県産材（間伐材）を利用した工事名標示板</td><td>●</td><td>ない</td><td>・使用なし（災害復旧工事）</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>12 その他特記事項
（中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更）</td><td colspan="3">1. 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要となる経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。
2. 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。
なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。
① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）
3. 受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。</td></tr>
<tr><td>13 その他特記事項</td><td colspan="3">・天端ｺﾝｸﾘｰﾄ、小口止ｺﾝｸﾘｰﾄ及び隔壁ｺﾝｸﾘｰﾄの表面処理は使用するﾌﾞﾛｯｸと同様の意匠(表面処理)とすること。(ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ製品により、小口止ｺﾝｸﾘｰﾄ等を使用する場合も同様の意匠(表面処理)を施した製品を使用すること。)
※困難な場合粗面仕上げ等の表面処理については、監督職員と協議のうえ、承諾を得るものとする。
・現場打構造物(天端工、小口止工、隔壁工等の露出する構造物)の表面仕上げとして、全面は化粧型枠、上面ははけ引き上げとし、景観に配慮しなければならない。</td></tr>
<tr><td>14 その他特記事項</td><td colspan="3">・水抜きﾊﾟｲﾌﾟの設置に際しては、極力目立たないように設置することとし、実施方法等については、監督職員と協議のうえ決定すること。</td></tr>
</table>

現場説明書（条件明示）

工事の実施にあたっては、秋田県土木工事共通仕様書、同施工管理基準・品質管理基準及びその他指定された図書を参考とし、かつ以下の事項について施工条件とします。なお、明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約事項の関連する条項に基づき、受発注者間において協議できるものとします。

第１編　共通編

第１章　総則

項　　目（節）	内　　容		
1 積算基準	（1）参考図書 設計図書の外に提示する「参考図書」については、入札参加者の迅速な見積りに対しての資料として提示するもので、請負契約上拘束するものではないので留意して下さい。 （2）積算基準等 工事費の積算は、以下の積算基準に基づき実施しています。 ・土木工事標準積算基準書〔共通編〕（令和８年10月１日以降適用)秋田県建設部 ・土木工事標準積算基準書〔河川編〕（令和８年10月１日以降適用)秋田県建設部 ・土木工事標準積算基準書〔参考資料〕（令和８年10月１日以降適用)秋田県建設部 ・建設機械等損料算定表（令和８年10月１日以降適用）秋田県建設部 （3）設計変更 設計変更にあたっては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)（平成24年4月）秋田県建設部技術管理課」を参考に手続きを行うものとします。		
2 施工調査	●	ない	・対象なし。 ただし、契約後に対象となった場合、受注者は調査に協力すること。
		ある	

第２編　現場説明事項

第1章　条件明示

1 工程関係			
(1) 工期設定	本工事は下記のとおり工期を設定しています。 不稼働日数：（工期２５３日－準備及び後片付け期間６０日）×（１３．８／３０）　＝８９日 準備期間：４０日 後片付け期間：２０日 ※工期には、全土曜日、日曜日及び祝日等（夏季、年末年始の休暇を含む）の休日数と降雨等による作業不能日数を合計して、不稼働日数を見込んでいます。 ※不稼働日数については、「秋田県土木共通仕様書1-1-1-30■不稼働日数」参照 ※工期は本編本章「10 その他/(8)その他条件」による。		
(2) 関連工事による施工時期の調整	●	ない	・調整なし
		ある	
(3) 施工時期、時間及び 施工方法の制限	●	ない	・制限なし
		ある	

<table>
<tr><td rowspan="3">(4) 関係機関、自治体等との協議</td><td>●</td><td>ない</td><td>・協議なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">(5) 関係機関、自治体等との協議結果による条件</td><td>●</td><td>ない</td><td>・条件なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="4">2 用地関係</td></tr>
<tr><td rowspan="3">(1) 工事用地等の制限</td><td>●</td><td>ない</td><td>・制限なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">(2) 官有地(民有地)の使用</td><td></td><td>ない</td><td>・使用なし</td></tr>
<tr><td>●</td><td>ある</td><td rowspan="2">・本工事に使用する（仮設ﾔｰﾄﾞ、工事用仮設道路、資機材置場等）用地は受注者において借地するものとして見積もってください。
<table><tr><td>使用用途</td><td>工事用仮設道路</td></tr><tr><td>場所・範囲</td><td>鹿角市十和田毛馬内字汁毛川　地内（参考図のとおり）</td></tr><tr><td>時期・期間</td><td>工事期間内</td></tr><tr><td>使用条件</td><td>ダンプトラック運搬</td></tr><tr><td>復旧方法等</td><td>本工事において撤去</td></tr></table></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="4">3 公害関係</td></tr>
<tr><td rowspan="3">(1) 公害防止のための制限（低騒音型建設機械等）</td><td>●</td><td>ない</td><td>・制限なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">(2) 事業損失防止に係る調査</td><td>●</td><td>ない</td><td>・事前・事後調査なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>(3) 第三者に及ぼした損害
【共通事項】</td><td colspan="3">1) 受注者は工事を施工するにあたり、第三者に及ぼす損害を可能な限り防止するため、最善の努力を払い適切な処置を講じなければならない。
2) 受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた工事損害補償については、受注者が負担する。（契約事項第28条）
3) 受注者は第三者に及ぼした損害に係る処理にあたっては、発注者と協議を行うとともに公正かつ迅速な処理に努めなければならない。
4) 工事の施工に伴い、周辺地盤等に変状をきたす恐れがある場合は、建築基礎等の定点観測を行うものとし、その内容については発注者と協議するものとする。</td></tr>
<tr><td colspan="4">4 安全対策関係</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(1) 交通安全に関する事項
【交通誘導警備員の計上】</td><td>●</td><td>ない</td><td>・計上なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">(2) 土砂崩落、落石等の防護に関する事項</td><td>●</td><td>ない</td><td>・対象なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">(3) 発破作業に関する事項</td><td>●</td><td>ない</td><td>・対象なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td>・ 火薬類盗難防止に万全を期すため、保安管理員を配置するものとします。
これ以外に火薬類盗難防止措置を講ずる場合は、監督職員の承諾を得るものとします。</td></tr>
<tr><td colspan="4">5 工事用道路関係</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(1) 一般道路の搬入路指定及び制限</td><td>●</td><td>ない</td><td>・指定なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">(2) 仮設道路の設置</td><td></td><td>ない</td><td>・設置なし</td></tr>
<tr><td>●</td><td>ある</td><td>・ 本工事における仮設道路の仕様は次のとおりです。
<table><tr><td>仮設道路の延長・幅員等</td><td>L=(15+26+145)m、W=3.0m　（参考図のとおり）</td></tr><tr><td>設置条件</td><td>仮設道路として再生砕石(RC-40)を78m2敷均、敷鉄板を480㎡の設置を見込んでいます。</td></tr><tr><td>安全施設内容</td><td>設置なし</td></tr><tr><td>工事終了後の措置</td><td>本工事において撤去</td></tr></table></td></tr>
</table>

6 仮設備関係			
(1) 仮設備の指定	●	ない	・指定なし（任意仮設） 仮設物：仮締切 条件等：締切工は大型土のうを設置することとしているが、これにより難い場合は別途協議します。
		ある	
(2) 仮設備の引渡・引継	●	ない	・引継・引渡なし
		ある	
7 工事支障物件関係			
(1) 占用支障物件の有無	●	ない	・占用支障物件なし
		ある	
(2) 占用物件との重複施工	●	ない	・重複施工なし
		ある	

8 特定建設資材の分別解体等・再資源化等

(1) 建設ﾘｻｲｸﾙ法の対象工事

【対象工事】
次の①かつ②に該当する工事

①特定建設資材を
使用・搬出する工事

※排出量がｾﾞﾛでも使用量がある場合は対象

※特定建設資材
・ｺﾝｸﾘｰﾄ
・ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ版など
・木材
・ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ

②請負額が500万円以上(税込み)の工事

	ない
●	ある

・本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、工事発注後に明らかになった事情で、予定した条件により難い場合は、別途協議します。

①分別解体等の方法
条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としません。

	工程	作業内容	分別解体等の方法(解体工事のみ)
工程毎の作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業
	⑥その他 ( )	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業

※1 作業内容は、工事としての有無を記入する。
※2 分別解体等の方法には、積算上計上している方法を記入する。
※3 「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

②再資源化等をする施設の名称及び所在地
下記は、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではありません。

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地	運搬距離
コンクリート殻(鉄筋)	(株)柳沢建設	鹿角市十和田大湯字鶴ヶ久保7	5.3km
コンクリート殻(無筋)	花岡土建(株)	大館市大披字大沢2	31.9km

(2) 建設副産物の排出
(特定建設資材以外又は請負額500万円未満の工事)

	ない
●	ある

・工事の施工により発生する建設副産物は、次表の場所に搬入するものとします。
工事発注後に明らかになった事情で、予定した条件により難い場合は、別途協議します。

①搬入資材	残土
②搬入場所、運搬距離	鹿角市花輪柴内太田 地内 L=7.0km
③搬入可能時間	-
④仮置き等	なし

①搬入資材	大型土のう袋材･吸い出し防止材
②施設の名称	(有)丸栄建設
③所在地	北秋田市綴子字内一通26-7
④運搬距離	L=48.6km

9 薬液注入関係

(1) 薬液注入の施工

●	ない
	ある

・施工なし

10 その他

(1) 工事現場発生品の処理
(工事現場再利用品)

●	ない
	ある

・発生品又は再利用品なし

<table>
<tr><td rowspan="3">(2)その他条件
（快適トイレ導入対象工事）</td><td></td><td>ない</td><td></td></tr>
<tr><td>●</td><td>ある</td><td rowspan="2">・その他の条件は、次のとおりとします。
・快適トイレ設置に要する費用については、次によるものとします。
(1)本工事は、快適トイレの導入費用として共通仮設費（営繕費）に下表の想定で当初数量を計上している。
<table><tr><td>設置基数</td><td>2　基</td></tr><tr><td>設置月数</td><td>7　月</td></tr><tr><td>工事期間中の延べ設置基数</td><td>14　基・月</td></tr><tr><td>１基の１月当たり単価</td><td>57,000　円／基・月</td></tr></table>(2)受注者は、快適トイレの設置にあたっては、土木工事共通仕様書第1編共通編第1章総則第1節58「快適トイレ実施要領」に基づき、監督職員と協議の上、規格、基数等の詳細について決定することとし、精算変更時において、支出実態のわかる資料により、上限57,000円/基・月を設計変更の対象とする。
なお、設計変更数量の上限は、男女別で各１基ずつ２基/工事までとする。
ただし、「施工箇所が点在する工事の積算」の適用工事の場合は、個々の施工箇所ごとに男女別で各１台ずつ計２台までとする。
また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、２基より多く設置する場合や、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)の対象とし、別途計上は行わない。</td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">(3) その他条件
(ICT活用工事)</td><td>●</td><td>発注者指定型
又は
受注者希望型</td><td rowspan="2">（発注者指定型、受注者希望型：共通事項）
・工事の積算については、「秋田県ＩＣＴ活用工事実施要綱」及び工種毎の「秋田県ＩＣＴ活用工事実施要領（実施編）及び（積算編）」に基づいて実施するものとする。</td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td></td><td>対象外</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">(4) その他条件
(簡易型ICT活用工事)</td><td>●</td><td>発注者指定型
又は
受注者希望型</td><td rowspan="2">（発注者指定型、受注者希望型：共通事項）
・ICTの活用に要する費用は、当初は計上していない。
・工事の積算については、「秋田県簡易型ＩＣＴ活用工事試行要綱」及び工種毎の「秋田県ＩＣＴ活用工事実施要領（実施編）及び（積算編）」に基づいて実施するものとする。</td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td></td><td>対象外</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">(5) その他条件
(女性技術者活躍モデル工事)</td><td></td><td>発注者指定型</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td>●</td><td>受注者希望型</td><td rowspan="2">・女性技術者活躍モデル工事を実施する場合の条件は次のとおりです。
・快適トイレの設置に要する費用は、「快適トイレ実施要領」に基づき計上します。
・女性が現場で働くための環境改善に資する施設等に要した費用については、「秋田県女性技術者活躍モデル工事実施要綱」に基づき、設計変更の対象とします。</td></tr>
<tr><td></td></tr>
</table>

(6) その他条件 (遠隔臨場の実施)			・遠隔臨場を実施する場合の条件は次のとおりです。 ・遠隔臨場に要する費用は、「建設現場等の遠隔臨場に関する試行要綱」に基づき、精算変更において計上する。 ・受注者は、遠隔臨場に要する費用について、見積書等を監督員に提出すること。
(7) その他条件 （現場管理費率における積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正）		ない	
	●	ある	・現場管理費率における積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正を行うときの条件は次のとおりです。 本工事箇所については、積雪寒冷地域（４級地）とし、一般職の職員の給与に関する条例に規定される寒冷地手当を支給する地域とする。 秋田市（河辺町及び雄和町の区域に限る。） 能代市（二ツ井町の区域に限る。） 横手市 大館市 湯沢市 鹿角市 由利本荘市（矢島町、鳥海町及び東由利町の区域に限る。） 潟上市（昭和町及び飯田川町の区域に限る。） 大仙市 北秋田市 仙北市 鹿角郡 北秋田郡 山本郡のうち藤里町、三種町（琴丘町及び山本町の区域に限る。）及び八峰町 南秋田郡のうち五城目町、八郎潟町及び井川町 仙北郡 雄勝郡 ※ 括弧内の区域の名称は、平成16年4月1日における名称
(8) その他条件		ない	
	●	ある	・その他の条件は次のとおりです。 ・関係住民、漁協等に対し施工内容を説明の上、工事中･工事後のトラブルがないように留意して下さい。各作業時には、周辺家屋及び通過交通への影響を最小限に止めるよう十分に配慮し施工して下さい。 ・冬期における現場内除雪が必要な場合は、別途協議します。 ・本工事は、公共工事の事務手続き上、契約工期を令和9年3月31日としていますが、繰越手続き完了後は、工期を令和9年8月20日に変更予定です。 ・本工事は、冬期屋外工事の歩掛補正は行いません。 ・本工事は、現場管理費の施工時期補正を契約上の実工期にて計上していますが、繰越手続き完了後は、変更後の実工期で計上するものとして変更契約で対応します。

<table>
<tr><td>(9) その他条件
（施工位置）</td><td>●</td><td>位置図
添付</td><td>・工事箇所については、位置図（参考図面）に明示した位置とする。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>座標位置</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>(10)その他条件
（建設キャリアアップシステム
（ＣＣＵＳ）の活用）</td><td colspan="2"></td><td>・建設キャリアアップシステム（以下「ＣＣＵＳ」）を活用する場合の条件は次のとおりとします。
・ＣＣＵＳ活用に要する費用は、「秋田県建設キャリアアップシステム活用に関する実施運用」に基づき、当初より計上し、実績等に基づき設計変更することができる。
・本工事はＣＣＵＳ活用にかかる費用として、共通仮設費（技術管理費）に下記の想定で当初数量を計上している。

（1）カードリーダー設置費用
<table><tr><td>設置台数</td><td>1</td><td>台</td></tr><tr><td>設置月数</td><td>7</td><td>月</td></tr><tr><td>工事期間中の延べ設置台数</td><td>7</td><td>台・月</td></tr><tr><td>１台当たりの１月当たり単価</td><td>167</td><td>円／台・月</td></tr></table>
（2）現場利用料（カードタッチ費用）
<table><tr><td>労務延べ人数</td><td>336</td><td>人・日</td></tr><tr><td>１人当たりの１回当たり単価</td><td>9</td><td>円/人・日</td></tr></table></td></tr>
<tr><td colspan="4">11 諸経費関係（積算上の条件明示）</td></tr>
<tr><td>(1) 施工地域区分</td><td colspan="2"></td><td>・（「施工箇所が点在する工事」以外の場合）
本工事における共通仮設費及び現場管理費は、施工地域区分による補正を行っていません。</td></tr>
<tr><td colspan="4">12 施工方法</td></tr>
<tr><td>(1) 一般施工
（見積もり条件）</td><td colspan="2">工種</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">ｺﾝｸﾘｰﾄ</td><td>・本工事で計上している生ｺﾝｸﾘｰﾄ単価は、冬期割増額を含むものとしています。また養生は特殊養生としています。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">法覆護岸工</td><td>・ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工のﾌﾞﾛｯｸ製品は、河川景観等に配慮するため「美山河」により積算しています。

・水抜きﾊﾟｲﾌﾟは平水位以上を対象としています。

・小口止ｺﾝｸﾘｰﾄ及び隔壁ｺﾝｸﾘｰﾄの前面は、化粧型枠で仕上げるものとして積算しています。材料は実施単価表に掲載されている「発泡ポリスチレン製」を計上しています。

・天端ｺﾝｸﾘｰﾄ、小口止ｺﾝｸﾘｰﾄ及び隔壁ｺﾝｸﾘｰﾄの上面(露出部)は、はけ引き仕上げとし施工単価は、土木工事標準積算基準書〔参考資料〕公園緑地工事の「ｺﾝｸﾘｰﾄはけ引き仕上げ」により積算しています。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">仮設工</td><td>・水替工について、排水ﾎﾟﾝﾌﾟの規格及び運転日数は下記のとおり積算しています。
0以上120(m3/h)未満、作業時排水43日

・本工事で使用する仮設材(敷鉄板)の運搬は、基地(鹿角市)から現場までL=8.7kmとしています。なお、往路のみ冬期割増を見込んでいます。

・敷鉄板の供用日数は143日としています。

・袋詰玉石は撤去後、現場内に仮置きするものとしています。なお、撤去歩掛は根固めﾌﾞﾛｯｸ撤去･仮置きを準用し積算しています。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">積算全般</td><td>・その他、本記載により難い場合は別途協議します。

・参考図書は予定価格を算出するものであり、応札者の施工方法等を拘束するものではないことに留意して下さい。</td></tr>
</table>